

# 高齢者虐待防止指針

株式会社ホークデュオ

## 1. 基本理念

株式会社ホークデュオでは高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳を保持し人権を尊重するため、虐待の発生の防止に努めるとともに早期発見、早期対応、再発防止についてすべての職員が認識し共有する。

～虐待の定義～

### ①身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

行うべきサービスの提供を怠り、利用者の生活環境・身体や 精神状態を悪化させること。

### ③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的に対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### ④性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要をすること。

### ⑤経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 2. 組織に関する事項（虐待防止委員会）

- ①当事業所では虐待防止に努めることを目的として「虐待防止委員会」を設け、運営責任者を当社代表、また担当者を事業所管理者として本委員会の委員長とする。
- ②本委員会はその議題によって他委員会と一体的に行う場合がある。加えて他のサービス事業者との連携等により（オンラインにて）実施することもある。
- ③本委員会は年に2回以上開催し、また必要に応じて担当者が都度招集する。
- ④本委員会の議題は担当者が定め、具体的には次のような内容について協議する。
  - 1) 本委員会その他施設内の組織に関すること。

- 2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- 3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- 4) 虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- 5) 虐待等が発生した場合、行政への通報を適切に行うための方法に関すること。
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- 7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### 3.研修に関する事項

- ①職員に対する虐待防止の研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図るものとする。
- ②具体的には、次の研修計画により実施する。
  - 1) 高齢者虐待防止法の基本的な考え方
  - 2) 利用者の権利擁護に関する事業及び成年後見制度
  - 3) 虐待の種類とメカニズム
  - 4) 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - 5) 発生した場合の改善策
- ③研修は年に1回数以上の定期的実施と必要時また新規採用時に実施する。
- ④研修の内容については、研修資料、出席者等を記録保管する。

### 4.虐待等が発生した場合の対応方法

- ①虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報し、その要因除去に努める。
- ②また、緊急性の高い事案の場合と判断した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先する。

### 5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。
- ②担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう注意を払った上で、市町村に報告する。
- ③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

## 6. 成年後見制度の利用支援

- ①利用者又は家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談について、担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）へ報告する。
- ②対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」によるものとする。
- ③苦情相談窓口寄せられた内容について、相談者に顛末と対応を報告する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

- ①利用者等は、求めに応じて本指針を閲覧することができる。また当社ホームページに公表し常時閲覧が可能な状態とする。

## 9. その他

- ①「3、職員研修」に定める研修のほか、虐待防止・権利擁護に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。
- ②訪問看護事業においては利用者宅が虐待場所になることが多いことを考慮し、担当者への入れ替え等や他の職員の訪問を随時スケジュールする。

## 附則

2021年12月1日 施行